

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】2
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】3

◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】7
- 保険契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】10

北九州市公告第166号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3～5年度介護保険料納入通知書作成・封入封かん等業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月24日
- 4 落札者の名称及び住所
九州総合サービス株式会社北九州支社
北九州市小倉北区堅町一丁目4番28号
- 5 落札金額
4,091万895円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年1月14日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年3月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド北九州小倉店

北九州市小倉南区葛原東一丁目1448-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ベガホールディングス

北九州市小倉北区三萩野二丁目6番11号

代表取締役 竹森 広樹

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(1) 変更前

北九州市小倉北区片野一丁目15番9-103号

(2) 変更後

北九州市小倉北区三萩野二丁目6番11号

4 変更の年月日

令和3年2月10日

5 変更する理由

本社移転のため

6 届出年月日

令和3年3月2日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年7月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の

毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 7 月 1 2 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年3月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン黒崎

北九州市八幡西区西曲里町4-1

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

代表取締役 梅田 圭

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

マックスバリュ九州株式会社

福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号 エフビル4階

代表取締役 佐々木 勉

ほか51者

(2) 変更後

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号

代表取締役 柴田 祐司

ほか38者

4 変更の年月日

令和3年3月1日

5 変更する理由

小売業者変更のため

6 届出年月日

令和 3 年 3 月 3 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 7 月 1 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 7 月 1 2 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市交通局公告第10号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月11日

北九州市交通局長 池上修

1 委託内容

- (1) 業務名 旅客自動車のタイヤ管理業務
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局若松営業所及び向田営業所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局営業推進課
- (2) 期間
この公告の日から令和3年3月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月25日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで

3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

- (1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局営業推進課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和3年3月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から令和3年3月18日午後4時30分までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 令和3年3月25日 午後3時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8412

北九州市交通局公告第11号

一般競争入札により、令和3年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月11日

北九州市交通局長 池上修

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和3年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険

(2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 保険契約期間

令和3年4月10日午後4時から令和4年4月10日午後4時まで

(4) 履行場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局営業推進課

(2) 期間

この公告の日から令和3年3月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月25日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時30分まで

3 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局営業推進課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和3年3月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から令和3年3月18日午後4時30分までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 令和3年3月25日 午後3時30分

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410